鶴申だより

鶴見
青色申告会

発　行
鶴見青色申告会事務局
〒230-0051
鶴見区鶴見中央4-39-9
TEL 045-521-1145
FAX 045-502-0063
メール aokai230@soleil.ocn.ne.jp

今年の10月に"マイナンバー"が通知されます。

マイナンバー制度って何？？

住民票を有するすべての方に１人１つの**個人番号（12桁）**を付帯することで個人の特定を簡易にするための制度です。

何のために導入されるの？？

社会保障、税、災害対策の分野で効率的に情報を管理し複数の行政機関に存在する個人の情報を一括管理するため。

メリットは・・・・・

1つめは、行政機関等での情報が照合しやすく、業務に要する時間や労力が大幅に削減、業務間の連携が進み作業重複の無駄も削減。

2つめは、添付書類の削減、行政手続きが簡素化され国民の負担が軽減。行政機関が持っている自分の情報を確認できたり、様々なサービスのお知らせの受け取りができる。

3つめは、所得や他の行政サービスの受給状況が把握しやすくなるため給付の不正が防止でき、本当に困っている方の支援を行える。

4つめは、身分証明書として利用できる。

《導入スケジュール》

平成２７年１０月以降	住民票の住所にマイナンバーの通知カードが送付されます
平成２８年１月以降	個人番号カードの交付手続開始 社会保障・税・災害対策の行政手続が順次利用開始

マイナンバー制度について、これから随時情報をお伝えいたします。

国税庁

□消費税及び地方消費税の 納税は期限内に

消費税及び地方消費税率は、平成26年4月1日から8.0%です（注）

（注）８．０%の税率は、経過措置が適用されるもの（※）を除き、平成２６年４月１日以後に行われる資産の譲渡等について適用されます。
※　経過措置が適用されるものについては、国税庁ホームページ（http://www.nta.go.jp）をご参照ください。

期限内納付のために

課税事業者の方は、期限内納付のための納税資金の積立てをお願いします！

次の表は、簡易課税制度適用事業者の方用に、業種別に積立目安月額を表示したものです。
※　例えば、小売業で課税売上高が2,000万円の場合、月々の積立額は約27,000円（各月売上高×売上に対する納税額の目安率1.6%）となります。

区分		卸売業（第１種事業）		小売業（第２種事業）		農業、林業、漁業、建設業、製造業など（第３種事業）		飲食店業など（第４種事業）		金融・保険業、運輸通信業、サービス業など（第５種事業）		不動産業（第６種事業）	
みなし仕入率		90%		80%		70%		60%		50%		40%	
売上に対する納税額の目安率		0.8%		1.6%		2.4%		3.2%		4.0%		4.8%	
年間課税売上高	各月売上高	年間税額	積立目安月額	年間税額	積立目安月額	年間税額	積立目安月額	年間税額	積立目安月額	年間税額	積立目安月額	年間税額	積立目安月額
万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円
1,000	84	8	0.7	16	1.4	24	2.0	32	2.7	40	3.4	48	4.0
1,500	125	12	1.0	24	2.0	36	3.0	48	4.0	60	5.0	72	6.0
2,000	167	16	1.4	32	2.7	48	4.0	64	5.4	80	6.7	96	8.0
2,500	209	20	1.7	40	3.4	60	5.0	80	6.7	100	8.4	120	10.0
3,000	250	24	2.0	48	4.0	72	6.0	96	8.0	120	10.0	144	12.0

（注１）上記積立目安額の計算については、簡便なものとするため、経過措置が適用されるものは考慮していません。
（注２）上記みなし仕入率は、経過措置が適用されるもの（※）を除き、平成２７年４月１日以後に開始する課税期間から適用されます。
※　経過措置が適用されるものについては、国税庁ホームページ（http://www.nta.go.jp）をご参照ください。
（注３）課税事業者の方の申告所得税及び復興特別所得税が赤字申告となるような場合であっても、消費税及び地方消費税を納付していただく必要が生じる場合があります。

納付方法は

簡単・便利なダイレクト納付をご利用ください！

インターネットにアクセスできるパソコンをお持ちの方は、金融機関・税務署の窓口での納付に代えて、国税電子申告・納税システム（e-Tax）を利用した電子納税ができます。

特に、ダイレクト納付は、①インターネットバンキングの契約が不要、②電子証明書やＩＣカードリーダライタが不要、③即時又は納付日を指定して納付が可能、といった簡単・便利な電子納税方式となっておりますので、ぜひご利用ください。

詳しくは、e-Taxホームページ（http://www.e-tax.nta.go.jp）をご覧ください。

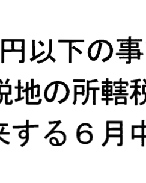

更に、個人事業者の方は

個人事業者の方は、安全・便利な振替納税もご利用いただけます！

個人事業者の消費税及び地方消費税や申告所得税及び復興特別所得税は、電子納税や金融機関・税務署の窓口での納付以外に、金融機関の預貯金口座から引き落としの方法により納付ができる振替納税がご利用になれます。

振替納税を利用される方は、税務署に備付けの「預貯金口座振替依頼書兼納付書送付依頼書」（注）に必要事項を記入・押印の上、税務署又は金融機関に提出してください。

（注）国税庁ホームページ（http://www.nta.go.jp）からダウンロードすることもできます。

任意の中間申告制度

○ 制度の概要

直前の課税期間の確定消費税額（地方消費税額を含まない年税額）が４８万円以下の事業者（中間申告義務のない事業者）が、任意の中間申告書を提出する旨の届出書を納税地の所轄税務署長に提出した場合には、当該届出書を提出した日以後にその末日が最初に到来する６月中間申告対象期間（注1）から、自主的に中間申告・納付（注2）することができます。

（注1）「6月中間申告対象期間」とは、その課税期間開始の日以後6月の期間で、年1回の中間申告の対象となる期間をいいます。
（注2）中間納付税額は、直前の課税期間の確定消費税額の1/2の額となります。また、中間納付税額と併せて地方消費税の中間納付税額を納付することとなります。
なお、任意の中間申告制度を適用する場合であっても、仮決算を行って計算した消費税額及び地方消費税額により中間申告・納付をすることができます。

○ 適用開始時期

個人事業者の場合には、平成27年分から、また、事業年度が1年の法人については、平成26年4月1日以後開始する課税期間（平成27年3月末決算分）から適用されます。

《改正前》

直前の課税期間の確定消費税額	中間申告回数
4,800万円超	年11回
400万円超	年3回
48万円超	年1回
48万円以下	中間申告義務なし

《改正後》

直前の課税期間の確定消費税額	中間申告回数
4,800万円超	年11回
400万円超	年3回
48万円超	年1回
48万円以下	任意の中間申告（年１回）が可能

留意事項

- 任意の中間申告制度を適用した場合、６月中間申告対象期間の末日の翌日から2月以内に、所定の事項を記載した中間申告書を納税地の所轄税務署長に提出するとともに、その申告に係る消費税額及び地方消費税額を併せて納付する必要があります。
※　期限までに納付されない場合には、延滞税が課される場合があります。
- 中間申告書をその提出期限までに提出しなかった場合には、６月中間申告対象期間の末日に、任意の中間申告書を提出することの取りやめ届出書の提出があったものとみなされます。
※　直前の課税期間の確定消費税額が48万円超の事業者（中間申告義務のある事業者）が中間申告書をその提出期限までに提出しない場合には、中間申告書の提出があったものとみなすこととされていますが、任意の中間申告制度の場合、中間申告書の提出があったものとみなされません（中間納付することができないこととなります。）。

改正消費税法に関する相談

税務署では、消費税法の改正等について、「改正消費税相談コーナー」を設置して消費税法の改正内容、消費税の納付や価格表示等に関する相談を行っておりますので、最寄りの税務署にお尋ね下さい。

※　税務署での面接による個別相談（関係書類等により具体的な事実関係を確認させていただく必要がある相談）を希望される方は、あらかじめ電話により面接日時等を予約していただくこととしておりますので、ご協力をお願いします。

H27.1

平成27年度　税務職員採用試験のお知らせ

人事院では、下記のとおり「平成27年度税務職員採用試験」を行います。
興味のある方は、税務署までお気軽にお問い合わせください。

記

◇ 受験資格
① 平成27年4月1日において高等学校又は中等教育学校を卒業した日の翌日から起算して3年を経過していない者及び平成28年3月までに高等学校又は中等教育学校を卒業する見込みの者
② 人事院が①に掲げる者に準ずると認める者

◇ 申込書交付期間
※ できるだけ、インターネットで申込みをしてください。
① インターネットによる申込書のダウンロード
平成27年5月11日（月）～7月1日（水）
【インターネット申込専用アドレス http://www.jinji-shiken.go.jp/juken.html からダウンロードすることができる。】
② 郵送・持参申込用
平成27年5月11日（月）～6月24日（水）（土・日曜日は除く。）

◇ 申込書受付期間
① インターネット
平成27年6月22日（月）～7月1日（水）
【インターネット申込先 http://www.jinji-shiken.go.jp/juken.html】
② 郵送又は持参
平成27年6月22日（月）～6月24日（水）
◇ 受験申込先
人事院関東事務局　〒330-9712　さいたま市中央区新都心１-1
◇ 試験日
① 第1次試験　平成27年9月6日（日）
② 第2次試験　平成27年10月14日（水）～10月23日（金）のうち、指定する日

※ 詳細については、お気軽に鶴見税務署・総務課（TEL 045-521-7141 内線302）までお尋ねください。

毎日が 指導日・相談日

会員の皆さまへお知らせです。

今年度も早数ヶ月が過ぎましたが、記帳や会計ソフトの入力はお進みですか？

記帳に関すること、税務に関することご気軽にご来会下さい。

業務日　：　月曜日から金曜日　（土・日・祝除く）

会計ソフト・ブルーリターンAをご利用のかた

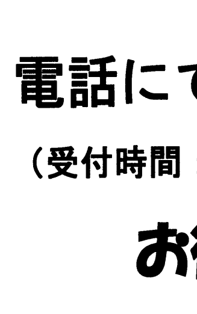

パソコンの入力は順調でしょうか？
この機会に入力チェックをしてみてください。
この時期ならゆっくり指導が受けられます。
便利な入力方法もあるんですよ。

簡易簿記・複式簿記で記帳を作成されているかた

現金出納帳・経費帳への帳簿の作成、
振替伝票の作成・元帳への転記、月別残高試算表作成は貸借が一致してますか？
これから６５万円控除を受けたいな～！とお考えのかた。
お気軽に事務局へお越しください。

電話にてご予約ください。

（受付時間：午前９時～午後５時　但し、正午～午後１時除く）

お待ちしておりま～す　！

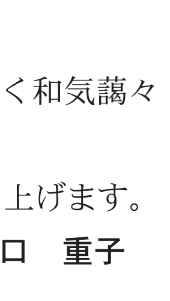

今回は、女性部食事会をお二人の方にレポートしていただきました。

女性部食事会

桜花爛漫と咲き誇る季節に、女性部の例会が4月10日、木曽路にて行われました。

初めに三橋会長のご挨拶があり、次に川名様より婦人部研修会の件、確定申告期の手伝いに従事された方々の感想をお聞きしました。今年は昨年より申告期の受付が順調に進んで良かったとのことです。

確定申告期のお話の後には、大変おいしい料理をいただき、皆様とても楽しく和気藹々とお話がつきないようでした。

これからも、女性部の皆さん、青色申告会の皆様のご多幸を心よりお祈り申し上げます。

山口　重子

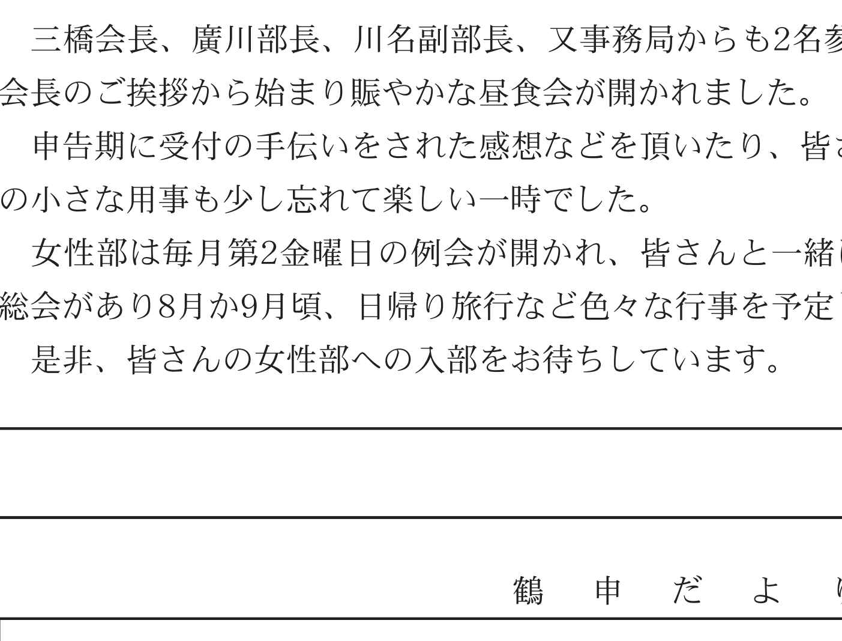

女性部　木曽路にて集合写真

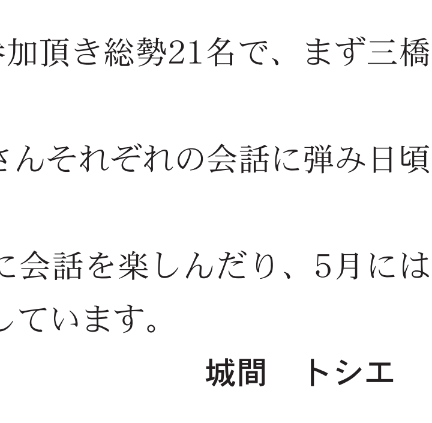

研修の様子

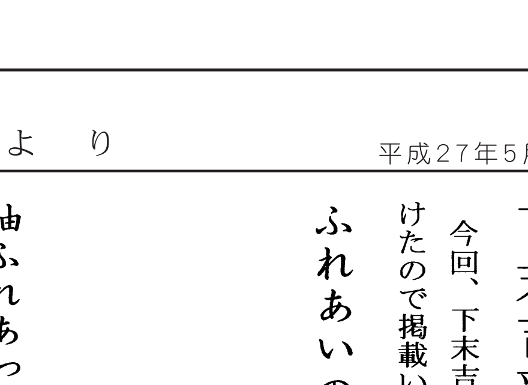

新年度、新学年とそれぞれ動き始めました。野山の花も満開の4月10日女性部の行事の一環として、お食事会が木曽路にて開かれました。

三橋会長、廣川部長、川名副部長、又事務局からも2名参加頂き総勢21名で、まず三橋会長のご挨拶から始まり賑やかな昼食会が開かれました。

申告期に受付の手伝いをされた感想などを頂いたり、皆さんそれぞれの会話に弾み日頃の小さな用事も少し忘れて楽しい一時でした。

女性部は毎月第2金曜日の例会が開かれ、皆さんと一緒に会話を楽しんだり、5月には総会があり8月か9月頃、日帰り旅行など色々な行事を予定しています。

是非、皆さんの女性部への入部をお待ちしています。

城間　トシエ

下末吉部会

今回、下末吉部会から詞の提供を受けたので掲載いたします。

ふれあいの橋

原曲（みかんの花咲く丘）
作詞　住吉　達也
唄　住吉　達也
合唱　ふれあい歌の会（上末吉二丁目）

袖ふれあって　渡る橋
ごねんなさいの　一言で
胸ときめいた　事もある
想いで偲ぶ　未練橋

矢向の町が　遠くなる
消えゆく橋と　おもいでが
鶴見区内に　ありながら
背中に偲ぶ　わびしさよ

さわやか風に　さそわれて
川のほとりを　散歩する
ほのかに見える　テレビ塔
水道橋が　かすんでる

御嶽に捧ぐ

詞　住吉　達也

御嶽の風　身にしみて
まだ帰ぬ友よ　何思う

たたずみおれば　雪の中
ああ今なら届く
この想い

御嶽見えず　また吹雪
呼んでみても　届かない

せめて春まで　安らかに
ああ羊の群れで
目を覚ます

青色申告会の会計ソフト
ブルーリターンA 2015
インターネットでさらに便利に！
初めての方でも安心！充実機能で使いやすい！
かんたん 記帳 決算 申告 イータックス
自動バージョンアップ
お知らせ表示
ホームページで無料体験版や操作等の解説VTRを公開しています。
ブルーリターンA　検索
http://www.bluereturna.jp
Point 所得税・消費税 確定申告書対応
Point 青色申告特別控除 65万円 適用
価格 27,000円（税別）
（保守料3年分を含む）
毎年の税制改正等に対応したソフトをお届けするため保守料を承ります。
保守料は3年分の一括前払いとなります。
詳しい内容・お申込みはご所属の青色申告会へ

■動作保証環境

基本ソフト（OS）	サービスパック	64/32bit	メモリ
Windows 8 / 8.1（Windows RTを除く）	–	64/32bit	64bit：2GB以上 32bit：1GB以上
Windows 7			
Windows Vista	SP2		1GB以上

※Windows 8 / 8.1 のタッチパネル機能および Windows RT は動作保証の対象外です。
Windowsは米国Microsoft Corporationの米国およびその他の国における登録商標です。

青年部員募集中！！

入会資格　正会員、準会員である事業主並びに専従者、従業員、男女問いません。
定例会　毎月第3水曜日午後7時30分より鶴見青色申告会館3階に於いて、勉強会、異種交流、イベントを企画しています。
イベント例　ボウリング大会、青年部有志の日帰りバス旅行、新年会、暑気払い、忘年会ライフプラン相談会、青年部総会、申告期広報活動、など。

入部希望の方は、事務局までお問い合わせください。

●行事予定●

労働保険賃金データ提出期限	5月 1日(金)	※事務組合連合会
矢向役員会	5月 9日(土)	午後6時より
上末吉役員会	5月11日(月)	正午　華屋与兵衛
常任理事会	5月13日(水)	午後1時30分より
女性部例会	5月15日(金)	午後2時より
鶴見西役員会	5月17日(日)	正午
無料法律相談会	5月19日(火)	午前9時～正午
青年部総会	5月20日(水)	午後7時より
労働保険事務組合総会	5月22日(金)	※ホテル横浜ガーデン
第51期定時株主総会	5月22日(金)	午後3時より
第65回定時総会	5月22日(金)	午後3時30分より
		※第49回労働保険事務組合定時総会同時開催
全青色共済口座振替日	5月25日(月)	
全青色・傷害・疾病口座振替日	5月27日(水)	
全青色共済・傷害・疾病6月分スタート	6月 1日(月)	
常任理事会	6月 3日(水)	午後1時30分より
矢向役員会	6月 3日(水)	午後7時より
鶴見東役員会	6月 4日(木)	午後6時30分より
女性部会	6月12日(金)	午後2時より
労働保険料1期口座振替日	6月26日(金)	

事務局からのお願い

1. 当会へ来会されるすべての方へ、当会周辺は路上駐車禁止地区となります。鶴見青色申告会館周辺は、自動車・オートバイ等、路上での取り締まりの対象となりますのでご注意ください。
また、来会時には、公共の交通機関の利用や周辺の有料駐車場・駐輪場などをご利用ください。

2. 住所変更を行った時には、事務局へご連絡くださいますようお願い致します。
データベースの更新を行っています。

広告募集

鶴申だよりへ広告掲載の募集

掲載１回の料金

全面１ページ	１万円
２分の１ページ	５千円
４分の１ページ	２千５百円
５分の１ページ	２千円

鶴申だよりへお店の広告を掲載しませんか？
詳しくは、鶴見青色申告会までご連絡下さい。
☎ 045（521）1145
FAX 045（502）0063

会員増強運動実施中！！
皆様のお力をお貸し下さい
★最近、近所で開業した方がいる
★記帳・税金で悩んでいる方がいる
そんな方を是非、ご紹介下さい。
紹介して頂いた方が会員になられた場合には、紹介者の方に粗品を進呈します。
ご連絡は事務局までお願いします。
☎ 521-1145 指導係まで

青色俳句会

順不同

子供の日家族で作る手巻ずし　川名富美子
親ごころそわそわ朝から子供の日　野村夏美
菖蒲湯や孫と入りしあたたかさ　三橋味童
頬なでし風勢い増して鯉を揚ぐ　海夢明
きかん坊も親となりして子供の日　窪井進
子供の日じだいをになう子等育つ　時田幸吉
めずらしや櫻花に雪の化粧かな　三橋味童

『鶴申だより』
青色俳句会
六月号の兼題「時鳥」
締切りは五月十一日まで
七月号の兼題「金魚」
締切りは六月十日まで
※兼題以外での投句も掲載致します。
締切日は毎月十日まで（土日祝日の場合は翌日まで）
俳句に関してご意見ご要望がございましたら事務局までお知らせ下さい。
統括者　時田　幸吉